

マタニティマークストラップ、手提げ袋及び母子健康手帳カバーの市への提供に係る企画提案（広告付き物品）審査要領

1 目的

この要領は、マタニティマークストラップ、手提げ袋及び母子健康手帳カバーの市への提供（広告付き物品）について応募を受けた企画提案のうち、最優秀提案の選定に関して必要な事項を定める。

2 提案に対する審査

別に定める千葉市健康支援課プロポーザル方式による業者選定委員会（以下、「委員会」という。）は、協働事業候補者から提出された企画提案書の書面審査及び広告付き物品について、第3項に定める審査基準に基づき審査し、最も優れた企画提案を出した者を選定し、協働事業者として決定する。

3 審査基準

審査基準は次の表のとおりとする。

評価項目	配点	着目点
1 事業者の適性	20	(A)事業内容（業種）
		(B)官民協働事業による物品等作成実績
		(C)地域への密着性
		(D)広告主を確保する見込み
2 マタニティマークストラップについて	20	(E)安全性 妊婦本人若しくは他の人への安全性に配慮しているか。
		(F)大きさ 妊婦が身につけやすく、かつ、周囲の人から注目されやすい大きさとなっているか。
		(G)耐久性 通常に使用し、概ね1年程度、使用できるものとなっているか。
		(H)デザイン性 温かみのあるデザインや色使いか。
3 手提げ袋について	20	(I)安全性 妊婦本人若しくは他の人への安全性に配慮しているか。
		(J)大きさ 母子健康手帳の副読本等（A4版厚さ2cm程度）を入れるのに適切な大きさであるか。
		(K)耐久性 母子健康手帳の副読本（重さ1kg程度）を持ち帰るのに十分な強度があるか。
		(L)デザイン性 温かみのあるデザインや色使いか。
4 母子健康手帳カバーについて	20	(M)安全性 妊婦本人若しくは他の人への安全性に配慮しているか。
		(N)大きさ 母子健康手帳（A6サイズ）を入れるのに適切な大きさであるか。
		(O)耐久性 長期間使用するために十分な強度があるか。
		(P)デザイン性 母子健康手帳の持ち運びや使用に支障がないもの。
5 広告物について	20	(Q)子育てに関連するものとなっているか。
		(R)妊婦が不快に感じるものはないか。
		(S)妊婦が持ち帰る際に負担とならない重量であるか。
		(T)広告を行政サービスと混同しないような工夫があるか。

4 審査方法

- 委員全員が、第3項の審査基準に基づいて5段階で審査・採点し、点数を算出する。
- 各委員が算出した点数を平均した値（小数点以下第2位を四捨五入、以下「評価点

数」という。) が最も高い提案を最優秀提案とする。ただし、評価点数は 60 点以上でなければならない。

(3) 協働事業候補者が 1 社の場合は、評価点数が 60 点以上のとき、協働事業者として選定する。

5 評価点数が同点となった場合の措置

(1) 評価点数が最も高い提案が 2 以上ある場合、「2 マタニティマークスラップについて」、「3 手提げ袋について」及び「4 母子健康手帳カバーについて」の点数の合計を平均した値（小数点以下第 2 位を四捨五入、以下「企画評価点数」という。）が高い提案を最優秀提案とする。

(2) 前号の規定により、企画評価点数が最も高い提案が 2 以上ある場合、委員による投票を行い、多数決により最優秀提案を決定する。投票の結果、得票が同数となる場合、委員長が最優秀提案を決定する。

6 補 則

この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は委員会が協議の上、定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 マタニティマークスラップと手提げ袋の調達事業に係る企画提案事業者の選考審査実施要領（平成 26 年 8 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。